

山形県「雇用維持緊急助成金」を創設しました

～従業員の雇用維持に努力される事業主に対して休業手当の一部を助成します～

(平成23年10月施行)

対象事業主

次のいずれにも該当する事業主

- ・山形県内に雇用保険適用事業所を有する事業主
- ・平成23年3月11日以降を支給対象期間とした雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給決定(休業に係る分)を2回以上受けた実績のある事業主

対象となる休業

平成23年10月7日～平成24年3月31日に

支給指定を受けた休業 *教育訓練、出向は対象外

(ただし、平成23年3月11日以降、最初に支給決定を受けたものを除く)

対象経費

雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の対象となった額

*国が支給決定にあたり対象とした賃金相当額で、事業主が実際に支払った休業手当額ではありません。

助成率・限度額

- ・対象経費の1/10 (ただし、中小企業緊急雇用安定助成金を受けた事業主で解雇をしていない場合は1/20)
- ・助成限度額 1事業主につき50万円
- ・併給調整 市町村の同様の助成制度を受けた場合で、国、市町村及び県の助成額の合算額が上記の対象経費を超える時は、合算額が対象経費と同額となるよう県の助成額を調整します。

お問合せ先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県生活環境部危機管理・くらし安心局 雇用対策課
電話 023-630-2377、2711、2375 FAX 023-630-2376

育児休業をとる お父さんに 奨励金が 支給されます

県内の事務所・事業所に勤務する男子従業員が、育児休暇を取得した場合、奨励金を支給します。

(休業期間1ヶ月未満) 5万円

(休業期間1ヶ月以上) 10万円

お問い合わせ・お申し込み先 山形県 子育て推進部 子育て支援課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 TEL 023-630-2668 FAX 023-632-8238

★詳細情報・様式は、県HPから入手できます。

[やまがたイクメン](#)

[検索](#)

中小企業のための福利厚生制度をご活用下さい。

会員募集

自分を深める
講座・セミナーなど、
みんなの交流の場を
提供します。

みなさんが
参加できる多彩な
レクリエーションを
提供しています。

健康診断、
スポーツ施設などの
割引き軒立て
みなさんの健康を
守ります。

祝金、
見舞金などの
共済給付金で
みなさんの生活を
大きく支えます。

小さくても
みんなで作る
福利厚生制度
大きなゆとり

お問い合わせ・入会申し込みは

ナイスサポート

(社)山形市勤労者福祉サービスセンター

TEL 023-647-7122 FAX 023-647-7133

〒990-2477 山形市長苗代61番地 山形市スポーツ会館内

